

## 12月定例教育委員会会議録

1	日程	令和7年12月22日（月）
2	場所	藤井寺市役所 3階 会議室305
3	案件	
	日程第1	会議録署名委員の指定について
	日程第2	前回教育委員会会議録の承認について
	日程第3	教育長の報告について
	日程第4	議案第22号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について ・・・資料1（学校教育課）
	日程第5	報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について ・・・資料2（教育総務課）
4	出席委員	
	教育長	見浪 陽一
	教育委員	富山 昌克
	教育委員	原 明子
	教育委員	永井 由美子
5	教育部出席者	
	教育部長兼次長	大山 哲也
	教育監	寺田 剛
	教育総務課長	中村 真也
	生涯学習課長	辻野 智一
	学校教育課長	田中 守
	文化財保護課長	新開 義夫
	スポーツ振興課長	八木 淳一
	図書館長	國頭 順子
6	欠席	教育委員（教育長職務代理者） 足立 義幸
7	書記	教育総務課主幹 田名出 隆行
8	傍聴者	0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

### ○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、12月定例教育委員会会議を始めます。  
はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よろしくお願ひいたします。  
続きまして、前回令和7年11月27日の定例教育委員会会議録につきまして、  
ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。

次に、教育長報告を行います。まず、現在開会中の令和7年第4回定例会が明日閉会の予定となっております。先週の16日、17日に民生文教常任委員会、総務建設常任委員会がそれぞれ開催されまして、委員会付託議案について賛成の決定をいただき、明日の本会議にかけられるという形になります。

教育委員会に関するものとしては、条例案件2件と補正予算（第8号）となりまして、条例では「藤井寺市立市民運動広場条例」の一部改正として、大和川河川敷西運動広場について、利用者の減少等により十分に活用されていない状況であることから廃止するものと、もう一つは「藤井寺市放課後児童会健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正で、児童福祉法等の改正に伴い、文言の整理等を行うものです。この2件については、10月の定例教育委員会会議にてご審議いただいたところです。

次に、補正予算では、令和8年度の放課後児童会学級数の変更見込みによる消耗品費、修繕料、備品購入費として2,215千円計上するものです。これは、藤井寺南小学校に開設しております放課後児童会の1支援単位をシュラホール3階研修室に移設するとともに、道明寺東小学校に開設しております放課後児童会の1支援の単位を増設することに伴う経費です。

また、9日、10日に開催されました本会議の一般質問につきましては、改めて来月以降の教育委員会議で質疑の内容についてはご報告いたしますが、「学校における交通安全指導について」「子育て施策の取組みについてとして、学校水泳委託事業やトイレ洋式化事業の進捗について」「不登校支援について」「公有財産の活用についてとして、藤井寺小学校旧木造校舎について」等の質疑がありました。

次に、前回の教育委員会会議において、ご審議いただきました国立大学法人大阪教育大学との連携協定の締結について、先週19日に学長様と永井委員にもご出席いただいて協定を締結しましたので、ご報告いたします。今後、この協定に基づきまして、教員養成の充実、学校教育上の諸課題に対応した調査研究等、幅広い分野で連携・協力してまいりたいと考えております。

最後に、皆さんも紙面等でご覧になっておられるかと思いますけれども、学校給食の実質無償化について、3党合意があって、全国知事会や地方にもその案について提示をして、だいぶ方向性がまとまってきたということです。案の内容としましては、小学校で、保護者の所得に関わらず1人当たり月5,200円を上限に支援し、その支援額は、国と都道府県が折半するが、自治体の負担分は地方交付税で措置し、実質的に国が負担するという形になっています。

この額につきましては、11月の定例教育委員会会議にて給食費の改定について報告させていただきましたが、低学年で月4,450円が5,130円に、中学年で4,550円が5,230円に、高学年で4,650円が5,330円ということになりますので、中学年で30円、高学年で130円超過するというところで、そこについて今後どうしていくのかについては、また国が24日に予算が決定した後に詳細が出てくると思いますので、そちらを踏まえながら、市としての対応を検討して

いくことになると考えております。

あと、当初の発表から「無償化」という言い方となっていましたが、都道府県から様々なご意見がありまして、支援額では足りない市町村については、不足額を自治体が保護者に負担を求めるケースもあり得るとのことと、今後は「無償化」ではなく、「抜本的な負担軽減」との呼称に改めることです。おそらく支援額では足りない自治体が多くあると思いますので、今後年末にかけての政府予算の決定、その後の予算内容の詳細を踏まえて市の対応を検討する必要があり、最終的な方針については、年を越す可能性もあると考えております。

以上報告とさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は、議案が1件、報告事項が1件でございます。

それでは、議案第22号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について、学校教育課長、説明願います。

#### ○田中学校教育課長

それでは、議案第22号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について、ご説明させていただきます。資料1の実施要項をご覧ください。

本調査の目的につきましては、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらにそのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ということとなっております。本調査の対象につきましては、小学校調査は第6学年、中学校調査については第3学年になります。

次に、2ページをお開きください。調査事項につきましては、まず児童生徒に対する調査として、(ア)・(イ)の教科に関する調査について、小学校調査が国語と算数、中学校調査は国語と数学、英語になります。小学校の各教科、そして中学校の国語・数学については、例年通りの冊子を用いた筆記方式で実施されますが、今回中学校の英語については、本年度の理科と同じく、1人1台タブレットPCを使ったオンライン、いわゆるC B T方式で実施され、また別途、「話すこと調査」というスピーリングの調査も実施されます。(ウ)の出題範囲につきましては、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項となっております。(エ)の出題形式につきましては、知識と活用を一体的に問い、一定割合で記述式の問題が導入されます。質問調査については、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸侧面等に関する質問になっており、小中学校ともに1人1台タブレットPCを用いた、オンラインによる回答で実施されます。

3ページをご覧ください。調査実施日程につきまして、まず冊子による筆記方式の調査については、令和8年4月23日木曜日に一斉に行われます。小学校の児童質問のオンライン回答については4月24日から5月8日までの間で、学校の希望を踏まえて文部科学省が指定した日に、中学校の英語および生徒質問のオンライン実施につきましては、4月20日から23日までの間で文部科学省が指定した日に実施されることになります。英語のスピーリング、「話すこと調査」につきましては、24日もしくは27日のうち文部科学省が指定する日となっております。なお、オンラインの実施につきましては、回線の混み具合といったことも含めながら希望

をできるだけ考慮した上で、国の方が指定するという形になっております。

最後に8ページに飛びますが、調査結果の取扱いに関する配慮事項というところで、「調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である」となっておりますので、今までの教育委員会会議でもご意見いただいておりましたが、一定その辺りも含めた公表状況を作つていきたいと思っております。

最後に、令和8年度の大きな変更点につきましては、教科に関する調査において、中学校で英語が実施されること、その中学校の英語についてはC B T方式で実施されること、そして「話すこと調査」が実施されることとなります。その他の項目につきましては、お配りした資料の通りとなっておりますので、ご覧いただけますようお願ひいたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○原委員

中学校の英語において、「話すこと調査」が実施されるとのことですが、こちらの実施は今回が初めてになるのですか。

○田中学校教育課長

2回目になります。令和5年度に試行的に実施されました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

調査実施日にどうしても休まなければならない場合はどうなるのでしょうか。もし、休むことになって他の日に実施されることとなった場合、異なった問題を出題するなどの対応は取られるのでしょうか。

○田中学校教育課長

冊子の問題については同じものを使いますが、欠席の場合は別日に実施をして、全体の集計からその回答が外れる形になります。オンライン実施の英語についても、別日に実施することは可能で、こちらに関しては集計に含まれます。

ただ、理科と同じくC B Tで実施される調査については、問題が子どもによって一部異なってきますので、それについては公表されない問題も出てきます。

○永井委員

ありがとうございます。今インフルエンザがすごく流行っているので、実施され

る4月の時期には、感染症はおそらく落ち着いていると思うのですけれども、そういった子どもたちに対してどういう配慮があるのかが気になりましたので、お聞きいたしました。

○富山委員

学力を調べるということは、今後の指導方法などを見直していく上で絶対必要な前提条件であると思います。しかし、こういうものを受けさせられる側からしたら、評価されているだけであって嬉しくはないのではないかと思いますので、難しい問題だと思いますが、もう少し子どもたちが自ら勉強していこうと思ってもらえるような配慮ができれば、イメージが変わらるのかなと思います。

○田中学校教育課長

定例教育委員会会議でご報告させていただいている結果の内容は、市全体の概要という形になりますので、いわゆる平均正答率であったりとかアンケートの結果という大きなものになってくるのですけども、子どもたちには一つ一つその教科に関わる個票が返ってきます。実際どこができるどこができないかというところを先生方が子どもたちに返すときには、必ず「ここはよくできたね。頑張れたね。ここはもうちょっと頑張っていこう。」というようなメッセージとともに返していましたようにお願いしております。また、各校の学力向上の担当者を集めた際には、学校教育課の分析を示し、市としてこういう部分ができていたが、こういうところが課題であるので、今後どのような学習に繋げていったらいいのか学校に伝えております。学校はそれを以て自分の学校ではどうなのかとか、子どもたち一人一人に対してはどういうことを苦手としているのか考えて取組に繋げます。テストを受けるストレスだけではなくて、子どもたちが次の行動に繋がっていくように心がけていきたいと思っております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

先ほどの質問の続きになるのですが、中学校の英語における「話すこと調査」について、今後毎年実施されるのですか。また、この調査は子どもたちが慣れている読み書きではなくて、スピーキングということで慣れていないのではないかと思うのですが、何か学校で対策されているのでしょうか。

○田中学校教育課長

今年度実施した理科のC B T形式に関して言いますと、概ね3年に一度という形で実施していますので、英語についても来年度実施した後は3年後という形になってくるのではないのかなと思っております。ただ、国が全国学力・学習状況調査の全ての教科調査についてもC B T化していくという動きがあるようですので、まだ具体的にはわからないところです。

次に、英語のスピーキングへの対応についてですけれども、本市では第三中学校をモデル校として取り組んでいる「Base In Osaka」という大阪府が開発した英語の

スピーキングも練習できるアプリを導入しております。そのアプリは実際子どもたちが英語で吹き込んだものをA Iが自動採点してくれるものでして、それで練習をした上で、A L Tの先生が来られたときにパフォーマンステストを行っております。やり取りというところが英語の中では重要としており、そういう形で取り組ませていただいております。

○見浪教育長

「Base In Osaka」の導入は、今年の4月からでしたよね。

○田中学校教育課長

昨年度にモデル校として第三中学校に導入した後、今年度から中学校全3校に導入しております。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第22号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第22号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について、決定ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

それでは、報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

それでは、報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。

今回の報告につきましては、令和7年11月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料2の4件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき、報告させていただきます。以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○富山委員

それぞれ承認、不承認とありますが、何か基準があるのですか。

○中村教育総務課長

要綱に則って判断させていただいております。

○永井委員

事業名等を見ていますと、似たようなお金にまつわる事業であっても、承認と不承認に分かれているところを見ると、要綱等で判断されているのですね。

○見浪教育長

そうですね。後援名義を出すということは、その事業に対して市教育委員会のお墨付きを与える形になりますので、基本的な考え方としては市内で行われるとか、市内の子どもたちをどこまで対象にするのかというところが判断基準になってきます。今回で言いますと、オンラインだとどうしても対象が広くなりますので、敢えて藤井寺市が後援名義を出す意義があるのかどうか判断が難しいところがありますし、そういうところで承認・不承認の差が出てきているのかなと思います。

○富山委員

なかなか簡単には承認できないですよね。

○見浪教育長

はい。過去には本市ではないのですが、後援名義を出していたキャンプ等の事業が実施できなかったときに、やはり後援名義がついているとそれがあるから信用したのにというような問題になってしまった場合もありますので、そこはやはり慎重に判断していかないといけないと思います。

○富山委員

後援名義を出すメリットはあるのですか。

○見浪教育長

今回のお金にまつわる事業もそうですが、本市の子どもたちに対してキャリア教育に資するものもありますので、メリットはあると考えております。

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第22号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご

質問等ございますか。

○永井委員

初めに教育長報告の補正予算に関するところで、放課後児童会学級数の変更のお話がありましたが、これは人口が増えたことがその理由ですか。

○見浪教育長

人口が増えたからというわけではなくて、共働きの家庭が増えたことで子どもを放課後児童会に預けようとされる方が増えていることが大きい理由ではと考えております。

○永井委員

人口が増えたためなら、喜ばしいことだと思っていたのですが残念です。今は人口が減ってきてるので、藤井寺市でも子育て世代を呼び込むためのいろいろな政策をやっていっていただけますよう、お願ひいたします。

○見浪教育長

本市におきましても、総合計画の中で子育てについて打ち出していますし、同じく教育長報告でお伝えいたしましたが、議会におきましても学校水泳委託事業やトイレ洋式化事業の進捗について質問があったように、引き続き様々な施策について取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。  
それでは、以上をもちまして、12月定例教育委員会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時30分